

令和7年第2回大町町議会（定例会）会議録（第1号）								
招 集 年 月 日	令和7年6月9日							
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂							
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年6月9日		午前9時30分		議 長	諸 石 重 信	
	散 会	令和7年6月9日		午前9時49分		議 長	諸 石 重 信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名		出席等の別	議 席 番 号	氏 名		出席等の別
	1	諸 石 重 信		○	5	山 下 淳 也		○
	2	三 根 和 之		○	6	早 田 康 成		○
	3	北 沢 聡		○	7	三 谷 英 史		○
	4	江 口 正 勝		○	8	藤 瀬 都 子		○
会議録署名議員	3 番		北 沢 聡		4 番		江 口 正 勝	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長		坂 井 清 英		書 記		高 田 匡 樹	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長		水 川 一 哉		副 町 長		川 原 恵	
	会 計 管 理 者		宮 崎 貴 浩		教 育 長		尾 崎 達 也	
	総 務 課 長		井 原 正 博		総 務 課 参 事		亀 川 修	
	企画政策課長		藤 瀬 善 徳		町 民 課 長		吉 村 秀 彦	
	町 民 課 参 事		副 島 徳 二 郎		子育て・健康課長		灰 塚 重 則	
	福 祉 課 長		釘 本 あ ゆ み		子ども保育課長		前 山 正 生	
	農林建設課長		古 賀 九 州 男		教育委員会事務局長		井 手 勝 也	
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会 議 の 経 過	別紙のとおり							

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 6 月 9 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第 4 提案理由の説明

午前 9 時 30 分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回大町町議会定例会 1 日目は成立しました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第 121 条の規定により、議案説明のため、町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の諸報告のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（諸石重信君）

日程第 1．会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により、3 番北沢議員、4 番江口議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第 2．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から 6 月

18日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり、町長提出の議案4件のほか、陳情2件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第23号から議案第26号までを一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（諸石重信君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。令和7年第2回大町町議会定例会を召集しましたところ、議員の皆様には時節柄何かと御多用の中、御参集賜り厚くお礼を申し上げます。

提案理由の説明の前に、議会冒頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

早いもので今年も5か月が過ぎ、6月となりました。これから本格的な暑さと梅雨前線の北上とともに大雨が心配される時期に入りました。

先日、梅雨入りを前に、暑い中にもかかわらず、消防団員の皆様による救命ボート操作訓練を実施していただきました。万一を想定し、有事に備え、救命ボートの操作方法の確認や技能・スキルアップに努めていただきました。

それから、避難所開設訓練を職員を対象に行い、食料やベッド設営、避難者誘導の手順を確認したところでございます。

また、先日、6月1日には新しく消防団第2部格納庫が落成し、地域の消防防災の拠点、住民の皆様の安心・安全のよりどころとして機能を果たすことによって、一層の防災力の向上、団員の士気高揚につながるものと期待をしているところでございます。

近年の自然災害は、地震、台風、大雨、それに伴う土砂崩れなど、いつどこで発生するか分かりません。最近では林野火災も頻発しており、大町町でも経験したように、災害はひとたび発生すると、その被害は甚大なものとなります。職員共々気を引き締め、これまでの経験を生かし、人命第一を心得とし、準備に万全を期す所存でございます。

次に、行政執行上の事項についてですが、一部の議員が先日任意で開かれた有志による議会報告会と称する集会の参加者の方々から、事業の内容が分からず町民の混乱を招きかねないので町長自らの説明をと強い要請がありました。集会での説明の詳細については私は承知をしておりますけれども、行政事務を管理し、執行する責任ある立場から、誤解を招かないように、この場をお借りし、改めて説明をさせていただきたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

議員の皆様も御承知のとおり、昨年の令和6年度当初予算において、既に議会の議決をいただいております、ひじり学園テニスコートを再活用する多目的コート人工芝生化事業についてですが、この事業につきましては、昨年、スポーツ振興くじ助成金の採択の決定を受けておりましたけれども、物価高騰等の影響もあって事業費が相当増嵩し、助成金の増額が必要となりました。同年度での助成金の再申請はできないということから令和6年度での執行を断念し、精査し、申請をやり直したところ、このたび改めて採択を受けることができました。総事業費の80%の助成金、そして、国の交付税措置を受けながら、休止状態にあったテニスコートを人工芝生化による多目的コートへ再整備する事業ですが、一部議員の反対がありましたが、令和7年度事業として、再度、賛成多数で議会の議決をいただき、総事業費4,500万円に対し、助成金3,600万円が交付されることになり、残りの900万円は過疎債を活用することにより、実質、町負担は300万円程度の事業となりました。

事業の目的については、子供たちの体力低下が指摘される中、大町町の子供たちが人工芝への興味を持ち、モチベーションを高め、自らやりたいという自発的な意欲を持って体を動

かし、いろんなスポーツを楽しんだりすることにより、体力増進や多様化への対応など、いろんな意味で期待できる施設に生まれ変わるものと考えております。

例えば、それぞれ好きな気候や季節に外に出て、太陽の光や風、外の空気に触れながら気軽にドッジボールをしたり、新たなストリート競技として注目を浴び、ユースオリンピック種目として世界に普及しているベースボール5（ファイブ）、このスポーツはバッドやグローブを使わない5人制の野球になりますが、アスリートを目指すことも夢ではない、新しい競技になります。大町の子供たちにはいち早く体験をしてもらいたい、多くの子供たちに親しんでもらいたいと思っております。

もちろん、これまでどおりテニスコートも備え、また、これまでと違った感覚で楽しんでもらえますし、とにかく積極的に外に出て体を動かしてもらい、芝の上で座ったり、寝転んだりしても汚れることがなく、泥の上で遊ぶことが苦手な子供たちの多様性にも町として配慮することも必要だと思っており、子供たちの体づくりに寄与することが一番の狙いであります。これも大町独自の情操教育や無料学習塾、そして、校舎や中学部体育館の空調完備などと同じく、オンリーワンの町づくりの一環であり、課題解決の糸口になればと考えています。

また、スポーツ庁からの要請で既に取り組んでいる学校施設の一般開放に伴い、子供たちが利用しない放課後などは町民の皆様の御利用も可能となりますので、ぜひ活用していただければと思います。

これは余談になりますが、公園の一部を人工芝生化された県内のある町長さんと話をする中で、服が汚れないのでいつも利用すると保護者に好評で、たくさんの家族連れでにぎわっているとのことでした。いろんな視点で人工芝のよさをそれぞれの価値観として好まれる人もたくさんいらっしゃるということに心強く思った次第であります。

ひじり学園テニスコートの多目的コート人工芝生化事業についての説明は終わります。町民の皆様には御理解のほどよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、今定例会に提案します議案につきまして説明をさせていただきます。

さきに告知したとおり、専決処分の承認案件2件、各会計別の補正予算案件2件を提案しております。

また、議会最終日には、議会の議決に付すべき契約案件、大町町固定資産評価員の選任案件、大町町固定資産評価審査委員会委員の選任案件の3件を追加で提案させていただきます。

これより提案理由を申し上げます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例の一部を改正する条例について）。

本議案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、大町町税条例の一部改正について町議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正の内容は、公示送達インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正や、所得控除の控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加するなどについて必要な改正を行ったものです。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。

本議案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）が令和7年2月7日に、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、大町町国民健康保険税条例の一部改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

主な改正の内容は、基礎課税額及び後期高齢者支援金分に係る賦課限度額の引上げや国民健康保険税の減額となる所得基準の引上げなどについて必要な改正を行ったものでございます。

議案第25号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第1号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億457万8千円を追加し、予算総額は56億1,857万8千円となっております。

歳入の主なものとしては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,523万1千円、ふるさと応援寄附金基金繰入金5,396万2千円、公共施設整備基金繰入金6,402万円などを追加しております。

歳出の主なものにつきましては、大町町複合施設基本設計業務委託5,995万円、おおまち

頑張る暮らしの応援お買い物券事業2,666万6千円、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業1,387万8千円、いきいき長寿福祉基金積立金5,000万円などを追加しております。

議案第26号 令和7年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ419万7千円を追加し、総額は9億8,169万3千円となっております。

歳入につきましては、使用料及び手数料3万2千円、国庫支出金2万2千円、県支出金588万7千円を追加し、繰入金174万4千円を減額しております。

歳出につきましては、総務費2万2千円、国民健康保険事業費納付金414万3千円、諸支出金3万2千円を追加しております。

以上4議案、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明等を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前9時49分 散会